

令和7年度 税制改正 所得税～特定親族特別控除～

令和7年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、所得税の特定親族特別控除の概要についてお知らせいたします。

1 特定親族特別控除の創設

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。

19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に逓減します。

（1）居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（注）の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

（2）令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設されます。

<適用時期>

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

なお、控除額が一定額以上の場合の、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際の適用については令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用されます。

～【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】～

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記（1）の改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

～上記の見直しに伴う所要の措置～

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられます。
 - ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられます。
 - ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げられます。
 - ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（改正前：55万円）に引き上げられます。
 - ⑤ その他所要の措置が講じられます。
- （注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。